

第9回 犯罪被害者等基本法計画検討会における検討課題について 提出資料

(社)被害者支援都民センター
大久保 恵美子

法務省の回答に対する意見

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

7ページ

2. 安全の確保(基本法第15条関係)

[(2)犯罪被害者に関する情報の保護]

検討会でまとめられた骨子案では、要は、犯罪被害者、目撃者等の住所等について、検察官は、弁護人に対して、被告人やその家族等に知られないようお願いができるだけであり、弁護人が協力しなければ、結局は犯罪被害者、目撃者等の住所等を知られてしまうことになる。つまり、犯罪被害者や目撃者は、被害申告をしたり、捜査、公判に協力したりした場合には、自らの住所等が被告人等に100パーセント知られないことを保障するのは制度上不可能なわけである。

現在、個人情報に関する意識が高まる中、犯罪被害者、目撃者等の住所等の秘匿が保障されないこと自体、時代に即していない言わざるを得ない。

そのため、被害者は被害申告をためらい、目撃者は捜査や公判に協力することに二の足を踏むことになるのである。

それゆえ検察官は、証拠を開示する段階で、弁護人に犯罪被害者、目撃者等の住所等を秘匿することを原則としていただきたい。

もちろん、これによって、被告人、弁護人の防御権が侵害され、訴訟が遅延するようなことがあってはならず、平成17年秋から行われる第1回公判前の公判準備手続において十分な争点整理が行われ、犯罪被害者等の住所等が争点に関係し、被告人、弁護人の防御権の観点からも弁護人側に知らせる必要がある場合には、弁護人側に犯罪被害者等の住所等を開示するようにすれば何ら問題ないと言える。

[(3)保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)]

[(6)検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置]

検察官個人の努力に委ねるのではなく、検察庁及び法務省、裁判所に対してハード面での整備をお願いしているのである。手錠をはめられた被疑者が目の前に座って

いたり、裁判傍聴時に被告人側の友人や家族の中で小さくなって座らなければならないような環境では不安感や恐怖心が大きくなると同時に、被害者に配慮のない関係機関にたいする怒りが増大し、その結果、被害者の立ち直りにも支障をきたす。そのため、安心して事情調書や公判に臨めるように欧米のような犯罪被害者専用待合室の設置を再度お願いしたい。

〔(10)少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施〕

記録の閲覧・謄写及び審判結果通知等だけでは被害者が希望する事実を知ることができない。せめて、死亡事件や重篤な事件の場合は、審判の傍聴を可能にする制度を創設していただきたい。少年事件では未だ犯罪少年の保護のみが重視されており、被害者がカヤの外に置かれている。一般傍聴は無理だとしても被害者や遺族が傍聴することは認められるべきではないか。

〔(15)判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充〕

刑事裁判終了後の加害者に関する情報提供の中に受刑中の態度や矯正程度、贖罪の気持ちの有無などについても、被害者に情報提供していただきたい。その理由は**別紙資料**のとおり。

〔(17)犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進〕

法務省の指示を受け全国の少年院や刑務所で「被害者の視点を取り入れた教育」を行うため、被害者や被害者遺族を招聘し受刑者への教育を行っていることは承知している。しかし、現場の職員間では矯正教育への取組みに対する温度差があり、前向きに取組もうとしている職員が苦悩している現状が伺える。そのため、受刑者教育の前に職員教育を徹底し充実するとともに、法務省として現場を指導するための教材開発を至急行い、すみやかに実施していただきたい。

別紙 資料

加害者の服役中及び釈放時の状況や心情調査結果等の開示制度が必要な理由

被害者支援都民センター自助グループメンバー 清沢郁子氏

「息子の加害者は暴力団から足を洗ったとはいえ、前科14犯という堅気ではありません。このような人間と直接連絡をとるという行為は危険ですので致しませんが、『加害者本人の真実や心情を知りたい』という気持ちは他の被害者遺族と同様です。何故か？こんな加害者の中にも救いの一点も見出したいのです。(その気持ちがあるからこそ、逆に救いが一点もない真実を知ること諦めという大きなきっかけになります。)

刑事裁判終了までの加害者の事は刑事裁判終了後の取り寄せる調書によってある程度は把握できます。しかし更生教育において肝心なその後における加害者服役中の事は、現在一切情報として被害者遺族側には入ってきません。

被害者遺族にとって事件・事故は裁判で裁かれ判決を加害者に下されて終わるわけではありません。むしろ、そこから改めて事件・事故によって取り巻く環境の急激な変化と向き合い、自分自身と向き合い、本当の意味での立ち直りのための過酷な葛藤の日々が始まるのです。

その過程の中で『加害者の心情』を知るという事は、被害者遺族にとり、たとえそれがマイナス感情になり厳しいものだったとしても、事実は事実として知り、加害者に対する自分なりの考えや判断を下し整理する材料にする権利があるのではないのでしょうか？その上で自分の感情をどう処理するか？そうして自分自身の気持ちと向き合う事が人として『生きる』という事であり、被害者遺族が新たな人生を築きあげていく上で大切な通過点だと思われます。

ましてや、出所時における加害者の心情によっては(反省なし)、被害者遺族にとって新たな苦しみを生み出すものです。何も知らないでは出所情報と共に危険防止(抱く恐怖心)も心の整理も付かぬまま事件・事故当時の混乱した精神状態にあっけなく逆戻りします。早い時期からの心の準備が必要なのです。

被害者遺族にとって加害者の存在そのものが苦痛なのです。刑を終えたからといって、ましてや危害や不安を与える可能性がなくとも、当然その苦悩は軽くなるものではありません。刑罰を終えた時点での加害者の更生程度や反省や贖罪の気持ちの有無を知るとは、被害者遺族にとって新たな立ち直りにおける自分の立ち位置を決める重要なポイントになるからです」

第9回 犯罪被害者等基本法計画検討会における検討課題について 提出資料

(社)被害者支援都民センター

大久保 恵美子

文部科学省の回答に対しての意見

日本のスクールカウンセラーは主として学校や家庭での面接を行い心のケアを行っているのが現状であるため、対象児童・生徒がどのような社会環境下にあるのかを客観的に知る機会が少ないといわれている。

スクールカウンセラーと聞くと心のケアだけと認識されていることは文部科学省の回答からもわかるとおりである。

しかし、近年学校内で起きる事件、事故、あるいは子供たちが被害者になる事件、事故では単に心のケアと称して被害者の話を聞くだけでは、被害者が抱える苦悩や問題解決への支援には不足が大きい。

一方、アメリカ(ロサンゼルスの小中学校)では、スクールカウンセラーという呼称ではなく、スクールソーシャルワーカーと呼んでいる。スクールソーシャルワーカーは地域等の人的資源(弁護士・精神科医・警察・学校ボランティア・心理学者等)を活用し、対象児童・生徒をどのように元の状況に戻すのか、あるいは、将来の展望を如何に持たせるか等を幅広い立場で考え活動している。

そのため、スクールソーシャルワーカーは精神的ケアに関する知識だけではなく、児童・生徒に関する法律の知識を身につけた上、地域の社会資源を活用するための知識も身につけ活動している。

単に精神的ケアだけでは、真に被害者のためになる活動には不足していることを知っていただきたい。